平成３０年（フ）第８７６号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目19番50号
債務者　芹澤　敏夫
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８７７号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目19番50号
債務者　芹澤　晴子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１２７号
最後の住所　北海道苫小牧市双葉町１丁目13番５号　Ｎｏｅｌ　1135　302号
破産者　被相続人亡畠山浩子相続財産
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３４２号
岩手県久慈市小久慈町第22地割47番地11
破産者　株式会社トップ・パソコンサービス
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２３号
山形県新庄市大字本合海字福宮1127番１号
破産者　有限会社ジャパン・インテリア
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成３０年（フ）第８５号
東京都八王子市鑓水２丁目81番地３－401、商業登記簿上の本店所在地東京都多摩市乞田1227番地の１
破産者　株式会社アコースティックアベニュー
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８６号
東京都八王子市鑓水２丁目81番地３－401
破産者　大平　栄司
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３００号
東京都稲城市東長沼1525番地の３
破産者　西　さなえ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７３号
岐阜県中津川市千旦林1452番地の１
破産者　安田産業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１９２号
愛知県岡崎市稲熊町字二丁目132番地
破産者　有限会社タカショウリサイクルセンター
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２７２号
佐賀市大和町大字久池井988番地２
破産者　株式会社ヨシノ東洋
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
佐賀県鳥栖市東町１丁目1020番地２
破産者　株式会社エースフィールドエンジニアリング
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２９年（フ）第１２号
仙台市青葉区本町２丁目３番10号
破産者　株式会社アージュ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２１号
大阪市東住吉区桑津５丁目15番３号
破産者　株式会社奥田製作所
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７７８号
大阪市都島区中野町４丁目８番12号
破産者　金星堂商事株式会社
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７号
堺市堺区寺地町東１丁２番19号
破産者　有限会社アートクリーン恵比寿
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
北海道小樽市長橋４丁目15番13号
破産者　オートパーツ販売株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市港町２丁目２番２号
破産者　有限会社武田青果
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５３号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲531番地１
破産者　タカラ繊維株式會社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２８号
千葉県浦安市明海１丁目３番７－502号　夢海の街
破産者　志賀　七重
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係